

## 秋田県条例第三十四号

秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第二条第三項第八号に掲げる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第二条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすこと。

(一) 入居の対象者を生計困難者に限定していること（その旨を明示していない場合であつて、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められるときを含む。）。

(二) 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が、建物の賃貸借契約以外の契約であること。

(三) 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、かつ、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が、当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号の住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

(基本方針)

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、現に住居を求めている生計困難者について、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、原則として一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立し

て日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の専用)

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第六条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、その職員(施設長を除く。)について、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするように努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第十三条及び第十七条第一項を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならない。

(運営規程)

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、一年に一回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規模)

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の入居させることができる規模を有しなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十一条 無料低額宿泊所には、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居の設置に当たつては、本体施設との間の移動に要する時間に配慮しつつ、入居者に対するサービスの提供に支障がないように必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、サテライト型住居の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第十二条 無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 浴室
- 六 洗濯室又は洗濯場

3 前二項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所には、施設長一人のほか、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ必要な職員を置かなければならない。

(入居申込者に対する説明等)

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内とし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借に係るものを除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ、当該契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の入居申込者に対する説明等に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用料の受領)

第十五条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本的なサービスの提供に要する費用

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用（当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設である場合に限る。）

2 前項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の利用料の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(サービスの提供の方針)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生活することができるように、当該入居者の心身の状況及び希望に応じたサービスを提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者が共用部分を円滑に使用することができるように配慮し、当該無料低額宿泊所の運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮し、当該無料低額宿泊所の運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入居者に対し、サービスを提供する上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十七条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、施設長の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(定員の遵守)

第十八条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(日常生活に係る金銭の管理)

第十九条 入居者の金銭の管理は、当該入居者が自ら行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、規則で定めるところにより、無料低額宿泊所が、これを管理することを妨げない。

(秘密保持等)

第二十条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、当該入居者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第二十二条 第十二条第一項及び第二項の規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(規則への委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第二十二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。